

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人金井学園
②設置大学名称	福井工業大学
③担当部署	事務局庶務 IR 課
④問合せ先	TEL 0776-29-7864 E-Mail ir-hyoka@fukui-ut.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 24 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kanaigakuen.ac.jp/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

—

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
－	－

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
－	－

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 (掲載 URL) https://www.fukui-ut.ac.jp/introduction/about/spirit/ https://www.fukui-ut.ac.jp/introduction/about/purpose/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、「建学の精神」「使命・目的」等をもとに学部学科、大学院研究科ごとに策定されており、学生の入学から卒業又は修了に至るまでの教育研究活動を実施するための基本的な方針として設定されている。 また、学部学科、大学院研究科においては、自己点検・評価活動に基づき、教育課程の見直しなど教育の質的向上（内部質保証）を図るための取り組みを進めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学の意思決定組織として、学長が招集する最高意思決定機関である大学運営協議会と学長の諮問機関である「教授会」及び「工学研究科委員会」を学則、大学院学則に基づき設置し、大学運営に当たっている。それぞれの規程により審議事項等、その権限と責任を明確に定めている。 また、本学の使命・目的を達成するため、副学長、学長補佐、学務部長、センター長が各部門を担当し、学長を補佐している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学運営協議会の下に設置された各委員会では、委員長、副委員長をそれぞれ教員または職員が担うことを基本として、委員として職員が参画する体制が構築されるなど教育研究活動における職員の役割が明確化している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	教授方法の改善については、FD・SD推進委員会を中心に協議を行っており、授業公開・見学の企画や授業改善のためのアンケートを実施している。また、教職協働の観点から本学における教職員の資質向上に関わる課題をテーマに「教職員研修会」を適宜実施することで、課題に

	対する認識を共有し、課題解決の方策を議論する機会を設けている。
--	---------------------------------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和 6 年度から始まった第 4 次中期計画（2024-2028 年度）では、「つながる力で人を育てる」をビジョンに掲げ、4 つの戦略分野に即した具体的な事業計画を各年度ごとに策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	第 4 次中期計画では、各年度ごとに事業計画を策定しており、各部門において進捗状況の把握を行っている。年度末には事業計画の検証を行い、事業報告書として公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	学校法人金井学園の「建学の精神」に基づく人材育成とともに、公開講座等を通じた地域の多様な社会人の受け入れなど社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	福井県をはじめ県内自治体との連携協定及び県内産学官のプラットフォームを締結している。この連携によって地域課題の解決に取り組み、大学の役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「多様な人材活躍推進の基本方針」及び「多様な人材活躍推進計画」を定め、学長、ダイバーシティ・SDGs 推進委員会を中心に計画を推進している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から管理職に占める女性割合の目標を定め、女性登用に配慮している。理事 8 名の内 1 名、評議員 10 名の内 4 名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
-----------	----

理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人金井学園寄附行為において、理事選任のための選任機関の設置及び選任方法を定め、理事選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	学校法人金井学園寄附行為において、理事会の役割及び理事の責務を定めるとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事・評議員の専用サイトにて、学園・大学に関わる様々な情報を掲載し、情報提供及び情報共有を図っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、学校法人金井学園寄附行為において、選任基準及び選任方法を定めるとともに、監事及び会計監査人の選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人金井学園監事監査規程、監査計画を策定しており、監事と会計監査人、理事及び学内関係者との面談を実施し、情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事・評議員の専用サイトにて、学園・大学に関わる様々な情報を掲載し、情報提供及び情報共有を図っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人金井学園寄附行為において、評議員の選任及び構成割合、評議員の資格及び職務を定め、評議員選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	学校法人金井学園寄附行為において、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を定めるとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・	理事・評議員の専用サイトにて、学園・大学に関わる

研修機会の充実	様々な情報を掲載し、情報提供及び情報共有を図っている。
---------	-----------------------------

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	授業、課外活動、火災、自然災害、感染症など事象に応じた危機対応マニュアル及び緊急連絡網を整備しており、それに基づいて、学生の安全確保や対応等を行っている。なお、重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画の策定については今後の課題である。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	教職員研修会において、コンプライアンス、リスク管理などを取り上げ法令遵守の徹底を行うとともに、内部通報窓口と弁護士による外部通報窓口を設置している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人金井学園情報公開・開示規程等を制定し、情報公開を推進している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学園、大学のホームページの利用を中心に、画像やグラフ等を用いながら教育研究活動や経営等に関する情報を公開し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
－	－